

職場意識改善助成金（テレワークコース）

「育児や家族の介護と仕事の両立」「仕事の生産性・効率性の向上」「優秀な人材の確保」等を図る有効な就業形態として、情報通信機器等を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働くことができる形態である「テレワーク」の導入があります。職場意識改善助成金（テレワークコース）は、労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、終日自宅で就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。

●**支給対象となる事業主**・・・次のいずれにも該当する事業主

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主であること
- (2) 次のいずれかに該当する事業主であること

業 種	A：資本または出資額	B：常時雇用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

- (3) テレワークを新規で導入する事業主であること（試行的に導入している事業主を含む）
- (4) 労働時間等の設定の改善を目的とした終日在宅で就業するテレワークの実施に積極的に取り組む意欲があり、かつ成果が期待できる事業主であること

●**支給対象となる取組**・・・いずれか1つ以上実施してください。

- テレワーク機器等購入経費（パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。）
- 保守サポート料、通信費
- クラウドサービス使用料
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
- 労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング（社会保険労務士など）

●**成果目標の設定**

支給対象となる取り組みは、以下の「成果目標」を両方達成することを目指して実施してください。

- 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、終日在宅で就業するテレワークを実施させる。
- 評価期間において、対象労働者が終日在宅でテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする。

●**成果目標の評価期間**

成果目標の実績評価期間は、事業実施期間中（事業実施承認の日から平成29年2月15日まで）で、1か月から6か月を設定してください。

●**支給額**

取り組みの実施に要した経費の一部を、目標達成状況に応じて支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、消耗品費、委託費	対象経費の合計額×補助率（上限額を超える場合は上限額（※）） （※）「1人当たりの上限額」×対象労働者数又は「1企業当たり上限額」のいずれか低い方の額

成果目標の達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たりの上限額	15万円	10万円
1企業当たりの上限額	150万円	100万円

●**利用の流れ**

- ① 事業実施承認申請書を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワーク相談センター（※）に提出（締切は12月1日（木））
- ② 事業実施承認後、提出した計画に沿って研修等の取組の実施、1～6か月間テレワークを実施
- ③ テレワーク相談センターに支給申請（締切は2月28日（火））

（※）テレワーク相談センター 所在地：東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館303
 電話：0120-91-6479（または03-5577-4572）
 URL：：<http://www.tw-sodan.jp/>